

# 委 託 契 約 書 (案)

いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和7年度茨城県観光パンフレット作成等業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託事業名

令和7年度茨城県観光パンフレット作成等業務

（2）委託事業内容

別添委託事業仕様書（以下「委託仕様書」という。）のとおり

（3）委託期間

契約締結の日から令和7年9月30日（火）まで

（委託事業の遂行）

第2条 乙は、委託事業を委託仕様書に従って実施しなければならない。また委託仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円を含む）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託費の支払）

第4条 甲は、前条に規定する委託費を、委託事業が終了し、第10条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、事業実施のため必要があると認められる金額については、委託費の90パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式1）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 ※契約時に適宜記載

（再委託の制限）

第6条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例

（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(実績報告等)

第9条 乙は、委託事業が完了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の実績報告書（別紙様式2）を令和7年9月30日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第4項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

(検査及び委託料の確定)

第10条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品等について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(契約内容不適合)

第11条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品がこの契約の内容に適合しないことが判明した場合には、検査後1年間は、これを無償で完全なものと引き換え、又は補償をしなければならない。

2 乙は、甲に対して前項の不適合により生じた損害を賠償しなければならない。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第9条から第11条の規定に準じて精算するものとする。

(委託事業の変更)

第14条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、委託仕様書に記載された委託事業の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部を請求することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(委託事業の報告等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要事項について、報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(帳簿等)

第17条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにし

ておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第18条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の解決)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6  
いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 大井川 和彦

乙

(別記)

## 特約事項

### 1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

### 2 法人情報等の収集の制限

委託事業を処理するため法人情報等を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

### 3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

### 4 守秘義務

委託事業の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

### 5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 大井川 和彦 殿

受託者 住所  
商号又は名称  
氏名

## 概算払請求書

令和7年度茨城県観光パンフレット作成等業務の委託料に係る概算払請求について

このことについて、下記のとおり請求します。

### 記

1 金 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関	
振替	預金種別 普通・当座・その他
口	口座番号
座	フリガナ
	口座名義

(振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。)

3 概算払を必要とする理由

4 所要額見込額

別添のとおり

令和 年 月 日

いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 大井川 和彦 殿

受託者 住所  
商号又は名称  
氏名

## 実績報告書

令和 年 月 日付けで契約した令和7年度茨城県観光パンフレット作成等業務委託  
について、下記のとおり事業が完了したので、原契約書第9条の規定により報告します。

### 記

1 委託期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 収支決算書

別添のとおり

3 事業成果品

別添のとおり

# 令和7年度茨城県観光パンフレット作成等業務委託収支決算書

1 収入 委託費

その他

合計

2 支出 ○○費

印刷製本費

保険料など

合計

(内訳書を添付すること)